

利活用できる空き家を募集してします

移住促進空き家活用住宅のお知らせ

「空き家活用住宅」とは？

移住促進と町内の空き家の有効活用による景観向上を目的として、町内の空き家を整備し、希望者に賃貸する住宅です。

町は空き家所有者から11年間の賃貸契約で借り受けし、町がリフォームを行ったうえで、新たに移住希望者に対して貸付を行う制度です。

11年間は月1万円の賃借料を所有者にお支払いし、契約満了後の11年後には所有者に住宅をお返しします。



【空き家活用住宅の効果】

- 空き家の資産価値向上
 - リフォームによる景観の向上
 - 移住希望者の充実した生活の確保
 - 子育て世帯等、移住希望者の確保
- 等

「空き家活用住宅」の申込みについて

①募集期間

令和8年5月29日（金）まで ※申請がなかった場合は、以降毎月月末まで募集期間を延長します

②空き家の条件

- ・鹿部町内にある居住の用に供していた建物で、現に人が居住していない又は今後10年以上にわたりその他の使用がないことが見込まれる住宅
- ・町が行うリフォーム内容について町に一任できる住宅

③町と空き家所有者との賃貸契約期間

- ・契約締結日から11年に達する最初の3月末日
- ※契約期間満了前に空き家の明渡しを希望する場合は、町が改修した費用の一部を負担いただきます。

④入居者の禁止事項

- ・ペットを飼うこと
- ・イベントや展示会などの催しをすること
- ・政治活動、宗教の勧誘行為等
- ・空き家活用住宅の使用にふさわしくない行為等

⑤申し込み方法

別紙「鹿部町空き家活用住宅用空き家申請書」に必要事項を記入のうえ、下記までお申し込みください。
※申し込み多数の場合は、選考により決定します。